

○白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付要綱

平成23年5月27日

告示第71号

(趣旨)

第1条 市長は、戸建住宅の耐震改修工事を行う者に対し、当該耐震改修工事に要する費用の一部について、予算の範囲内において白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建住宅 白井市戸建住宅耐震診断補助金交付要綱（平成23年告示第70号。以下「耐震診断補助要綱」という。）第2条第1号に規定する戸建住宅をいう。
- (2) 耐震診断士 耐震診断補助要綱第2条第2号に規定する耐震診断士をいう。
- (3) 耐震診断 耐震診断補助要綱第2条第3号に規定する耐震診断をいう。
- (4) 耐震改修工事 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修の工事（当該工事に付随する設計及び工事監理を含む。）で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 第3条に規定する補助対象住宅の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」に向上させるものの又はこれと同等であると市長が認めるもの

イ 構造に応じた耐震診断士が設計及び工事監理をするもの

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる戸建住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 耐震診断補助要綱第3条第1号から4号まで及び第6号のいずれにも該当するもの
- (2) 過去の耐震改修工事に関して市から補助金を受けていないもの
- (3) 耐震診断の結果、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」若しくは「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と判断されたもの又はこれらと同等であると市長が認めるもの

(全部改正〔平成25年告示72号〕)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、耐震診断補助要綱第4条各号のいずれにも該当するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額を合計して得た額とする。

- (1) 耐震改修工事に要する経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、その額が100万円を超えるときは100万円を限度とする。
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いた額を交付するものとする。

(一部改正〔令和7年告示29号〕)

(交付の申請)

第6条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事に係る契約を締結する前に、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の登記事項証明書
- (2) 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し
- (3) 設計を行う者が構造に応じた耐震診断士であることを証するものの写し
- (4) 補助対象住宅の建築確認通知書の写し
- (5) 市税を完納していることを証する書類
- (6) 耐震診断補助要綱第4条第1号に該当することを証する書類
- (7) 案内図
- (8) 耐震診断報告書の写し
- (9) 耐震改修工事の設計図書等
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補助金の交付を受けようとする年度の11月末日までに行わなければならない。

(一部改正〔令和8年告示29号〕)

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔令和8年告示29号〕）

（申請内容の変更又は中止）

第8条 前条に規定する交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は申請の内容に変更が生じたとき又は耐震改修工事を中止しようとするときは、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金変更・中止承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付申請内容の変更で、事業目的や補助金の額に変更を生じない軽微な変更の場合はこの限りでない。

2 交付決定者は、前項の規定による変更の承認を受けるときは、同項に規定する申請書に第6条各号に規定する書類のうち変更に係るものを添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金変更・中止承認通知書（別記第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（検査）

第9条 交付決定者は、耐震改修工事における主たる工事を実施した後で仕上げ工事を行う前に、白井市戸建住宅耐震改修工事検査申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により検査を実施するときは、耐震改修工事の設計者、工事監理者及び施工者の立会いを求めることができる。

3 交付決定者、設計者、工事監理者及び施工者は、前項の規定により立会いを求められたときは、検査に協力するものとする。

4 市長は、検査の結果、工事の内容が設計と異なると認めたときは、交付決定者に工事の改善を指示することができる。

5 市長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、耐震改修工事が完了したときは、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事施工箇所ごとに、工事着手前、工事中及び工事完了後の状況を撮影した

写真（撮影場所を示した図面等を含む。）

- (2) 耐震改修工事の竣工図等
- (3) 耐震改修工事契約書の写し
- (4) 耐震改修工事に要した費用の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書は、第7条に規定する通知があった日の属する年度の1月末日までに提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定による確定通知を受けた交付決定者は、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求書は、前条に規定する通知があった日の属する年度の3月末日までに提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。

2 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の返還命令は、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金返還命令書（別記第10号様式）により行うものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第72号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年告示第55号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に、改正前のそれぞれの告示の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和7年告示第29号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に、改正前の白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付要綱の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和8年告示第29号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 6 条関係）

（表）

白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 白井市長

住 所 白井市
氏 名
電話番号

下記により 年度白井市戸建住宅耐震改修工事補助金の交付を受けたい
ので、白井市補助金等交付規則第 3 条第 1 項及び白井市戸建住宅耐震改修工事
補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業等の目的及び内容
戸建住宅の耐震改修工事

2 補助事業等の経費の配分

事業種目	事業量	事業費	負担区分		
			市補助金	その他	自己負担
白井市戸建 住宅耐震 改修工事 補助金	(棟)	円	円		円

3 補助事業等の予定期間
年 月 日～ 年 月 日

4 補助金等の額及び算出の基礎
確認票 2 及び 3 による

5 添付書類
確認票 4 による

改修	交付申請
----	------

確認票（戸建住宅用）

1. 建物の概要等

所在地			
用途	専用住宅 ・ 併用住宅		
構造	木造 ・ 鉄骨造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ その他（ ）		
建築面積	m ²		
延床面積	m ²	うち居住の用に供する部分	m ²
建築確認年月日	年 月 日		
建築確認番号			
着工年月日	年 月 日（頃）（ ）		
補助対象住宅 居住者	1. 申請者本人 2. その他		

2. 補助対象経費算定表

耐震改修の設計費		円
耐震改修にかかる工事費		円
耐震改修にかかる工事監理費		円
合計		円

3. 補助金金額算定表

(A) × 2/3	円
補助金限度額	1,000,000 円
補助金額 (B)と(C)を比較して少ない方の金額 (千円未満は切り捨て)	円

4. 添付書類

- (1) 当該建築物の登記事項証明書
- (2) 耐震改修工事（設計、工事及び工事監理）に要する費用の見積書の写し
- (3) 耐震設計を行う者が構造に応じた耐震診断士であることを証するものの写し
- (A) (4) 建築確認通知書の写し
- (B) (5) 市税を完納していることを証する書類
- (C) (6) 耐震診断補助要綱第4条第1号に該当することを証する書類（住民票等）
- (7) 案内図
- (8) 耐震診断報告書の写し
- (9) 耐震改修工事の設計図等
- (10) その他市長が必要と認める書類

備考

第2号様式（第7条関係）

白井市指令第 号の
年 月 日

様

白井市長

印

白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付申請については、白井市補助金等交付規則第5条及び白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付額が決定したので通知します。

記

交付決定額 _____ 円

備考

- 1 補助事業等が完了したときは、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金実績報告書を速やかに作成し、市長に報告すること。
- 2 申請内容を変更しようとするとき又は耐震改修工事を中止しようとするときは、速やかに申請すること

第3号様式（第8条第1項関係）

白井市戸建住宅耐震改修工事補助金変更・中止承認申請書

年 月 日

（宛先） 白井市長

住 所 白井市

氏 名

電話番号

年 月 日付け白井市指令第 号の で交付決定通知を受けた白井市戸建住宅耐震改修工事補助事業の変更・中止承認を受けたいので、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 補助事業等の目的及び内容

戸建住宅の耐震改修工事

2 変更・中止の理由

3 変更の概要

第4号様式（第8条第3項関係）

白井市指令第 号の
年 月 日

様

白井市長 印

白井市戸建住宅耐震改修工事補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった白井市戸建住宅耐震改修工事補助金変更・中止承認申請については、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 補助事業等の目的及び内容
戸建住宅の耐震改修工事
- 2 変更・中止の理由
- 3 変更の概要

第5号様式（第9条第1項関係）

白井市戸建住宅耐震改修工事検査申請書

年 月 日

（宛先） 白井市長

住 所 白井市

氏 名

電話番号

年 月 日付け白井市指令第 号の で交付決定通知を受けた白井市戸建住宅耐震改修工事補助事業の検査を受けたいので、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

工 事 場 所	白井市
検 査 予 定 日	年 月 日
設計・監理者	氏 名 資 格 一級・二級・木造 建築士 登録番号 第 号 連絡先
施 工 者	名 称 代表者名 所 在 地 連 絡 先
添 付 書 類	（1）施工写真（検査までの工事写真） （2）契約書の写し（設計・工事・監理） （3）その他

※ 申請書は、検査予定日の1週間前までに提出してください。

第6号様式（第10条第1項関係）

（表）

白井市戸建住宅耐震改修工事補助金実績報告書

年 月 日

（宛先） 白井市長

住 所 白井市

氏 名

電話番号

年 月 日付け白井市指令第 号の で交付決定通知を受けた白井市戸建住宅耐震改修工事補助事業が完了したので、白井市補助金等交付規則第11条及び白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業等の交付決定額

円

2 事業等実績

事業種目	事業量	事業費	負担区分		
			市補助金	その他	自己負担
白井市戸建住宅耐震改修工事補助金	(棟)	円	円		円

3 事業期間

年 月 日～ 年 月 日

4 添付書類

確認票4による

確認票(戸建住宅用)

当初申請(白井市耐震改修工事補助金交付申請時)との変更の有無

変更	有 ・ 無
変更の内容	

1.建物の概要等

所在地			
用途	専用住宅 ・ 併用住宅		
構造	木造 ・ 鉄骨造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ その他()		
建築面積	m ²		
延床面積	m ²	うち居住の用に供する部分	m ²
建築確認年月日	年 月 日		
建築確認番号			
着工年月日	年 月 日 (頃) ()		
補助対象住宅 居住者	1. 申請者本人 2. その他		

2.補助対象経費算定表

耐震改修の設計費		円
耐震改修にかかる工事費		円
耐震改修にかかる工事監理費		円
合計		円

3.補助金金額算定表

(A)×2/3	円
補助金限度額	1,000,000 円
補助金額 (B)と(C)を比較して少ない方の金額 (千円未満は切り捨て)	円

4.添付書類

- (1)耐震改修工事を行った部位ごとに、工事着手前、工事中及び工事完了後の状況を撮影した写真(撮影場所を示した図面等を含む)
- (2)耐震改修工事の竣工図等
- (3)耐震改修工事(設計、工事及び工事監理)実施に係る契約書の写し
- (4)耐震改修工事(設計、工事及び工事監理)に要した費用に係る領収書の写し
- (5)その他市長が必要と認める書類

備考

第7号様式（第11条関係）

白井市指令第 号の
年 月 日

様

白井市長 印

白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付確定通知書

年 月 日付け白井市指令第 号の で交付決定した白井市戸建住宅耐震改修工事補助事業については、白井市補助金等交付規則第13条及び白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付額が確定したので通知します。

記

交付確定額 _____ 円

第 8 号様式（第 1 2 条第 1 項関係）

白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け第 号の で交付確定のあった、白井市戸建住宅耐震改修工事補助金を白井市補助金等交付規則第 1 4 条及び白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により下記のとおり請求します。

記

一金 円也

振込先

金融機関名	銀行	支店
口座番号	当座・普通	
フリガナ 口座名義人		

第9号様式（第13条第2項関係）

白井市指令第 号の
年 月 日

様

白井市長 印

白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け白井市指令第 号の で交付決定した白井市戸建住宅耐震改修工事補助事業については、白井市補助金等交付規則第16条及び白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり交付決定の全部（一部）を取り消したので通知します。

記

- 1 交付決定額
_____ 円
- 2 取消額
_____ 円
- 3 取消後の交付決定額
_____ 円
- 4 取消理由

第10号様式（第14条第2項関係）

白井市指令第 号の
年 月 日

様

白井市長 印

白井市戸建住宅耐震改修工事補助金返還命令書

年 月 日付け白井市指令第 号の で交付決定した白井市戸建住宅耐震改修工事補助事業について、白井市補助金等交付規則第17条及び白井市戸建住宅耐震改修工事補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 交付決定額
_____ 円
- 2 既に交付した補助金額
_____ 円
- 3 返還すべき金額
_____ 円
- 4 返還期限
年 月 日
- 5 返還を命ずる理由
- 6 返還方法

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

（一部改正〔令和 3 年告示 5 5 号・7 年 2 9 号〕）

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 3 号様式（第 8 条第 1 項関係）

（一部改正〔令和 3 年告示 5 5 号〕）

第 4 号様式（第 8 条第 3 項関係）

第 5 号様式（第 9 条第 1 項関係）

（一部改正〔令和 3 年告示 5 5 号〕）

第 6 号様式（第 1 0 条第 1 項関係）

（一部改正〔令和 3 年告示 5 5 号・7 年 2 9 号〕）

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

第 8 号様式（第 1 2 条第 1 項関係）

（一部改正〔令和 3 年告示 5 5 号〕）

第 9 号様式（第 1 3 条第 2 項関係）

第 1 0 号様式（第 1 4 条第 2 項関係）